

●●●党
○○○○○様

聴覚障害者福祉施策に関する公開質問状

日頃、聴覚障害者福祉向上にご尽力賜り、厚くお礼申し上げます。

私たち「聴覚障害者制度改革推進中央本部」は、聴覚障害当事者団体とその支援団体の5団体によって構成し、聴覚障害者福祉に係わる施策をより良いものにするべく活動しております。

特に、障害者権利条約の理念をもとに、障害者施策に当事者が直接参画できる体制の確立、聴覚障害者においては、情報アクセスとコミュニケーションの権利保障を実現するための「障害者・情報アクセシビリティ・コミュニケーション保障法（仮称）」の早期制定を求めているところです。

障害者権利条約では「アクセシビリティ」が重要な権利として位置づけられ、また、障害者差別解消法においても「アクセシビリティ」は重要な理念として掲げられており、この理念を具体化することが急務となっております。

2014年の衆議院議員通常選挙を経て、今回の選挙においても各政党の聴覚障害者福祉施策についての関心はますます高まってきております。

つきましては、皆さまの見解を広く関係者に周知いたしたく、お忙しいところを大変恐縮ですが、別紙の質問用紙に根拠となる理由を付してご記入の上、10月5日（木）までにメールまたはFAXにてご回答を頂きたいと思っております。

尚、ご回答の結果はご回答の有無、内容を政党別に整理し、また頂いたご回答内容は原文のまま聴覚障害者制度改革推進中央本部ブログ（<http://blog.goo.ne.jp/houantaisaku>）に掲載させて頂くとともに、報道機関等へ発表していく予定です。

聴覚障害者制度改革推進中央本部

構成団体：

- 全日本ろうあ連盟
- 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 全国盲ろう者協会
- 全国手話通訳問題研究会
- 日本手話通訳士協会
- 全国要約筆記問題研究会

事務局： 一般財団法人全日本ろうあ連盟気付
Tel: 03-3268-8847・Fax: 03-3267-3445
E-mail: info@jfd.or.jp

質問事項

質問事項のご回答は 10 月 5 日（木）までに、聴覚障害者制度改革推進中央本部宛て、メールアドレス (info@jfd.or.jp) もしくは FAX (03-3267-3445) までお願い致します。

1. 「情報・コミュニケーション保障法」の制定について

我が国では、2014 年 2 月 19 日に国内でも効力が発効した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」では、すべての人のために不可欠な権利としてアクセシビリティの保障と ICT（Information and Communication Technology、情報コミュニケーション技術）の利活用を位置づけています（第 2 条「コミュニケーション」、第 9 条「アクセシビリティ」、第 21 条「情報へのアクセス」など）。障害者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定については、改正障害者基本法第 3 条 3 にも明記されているところであり、また、わが国では「誰 1 人取り残さない」ことを取り込んだ SDGs（持続可能な開発目標）の啓発、普及を掲げていますが、その趣旨を踏まえた整備は充分に行なわれておりません。

私たちは障害者の社会参加（医療、福祉、教育、司法、就労、放送・通信など）に必要な合理的配慮の一環として情報アクセスやコミュニケーション手段を保障するため、省庁に横断的に関わる事項につき統括する立場にある内閣府、及び障害者施策を所轄する厚生労働省に、視覚、聴覚、言語の機能障害その他の障害のため「情報アクセス・コミュニケーション保障」の法制化を求め、検討会を立ち上げ及び情報アクセスに障害がある聴覚障害当事者団体に委員を委嘱するよう要望・意見提出等を行っています。

「情報・コミュニケーション保障法」の制定についてご見解をお聞かせください。

2. 障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法施行状況について

2016 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）と「改正障害者雇用促進法」が施行されました。誰もが分け隔てなく共生する社会を目指し障害者への合理的配慮の提供と環境整備について進められており少しずつ改善しつつあります。しかし、未だに聴覚障害者への合理的配慮の提供等が浸透しないのが現状です。

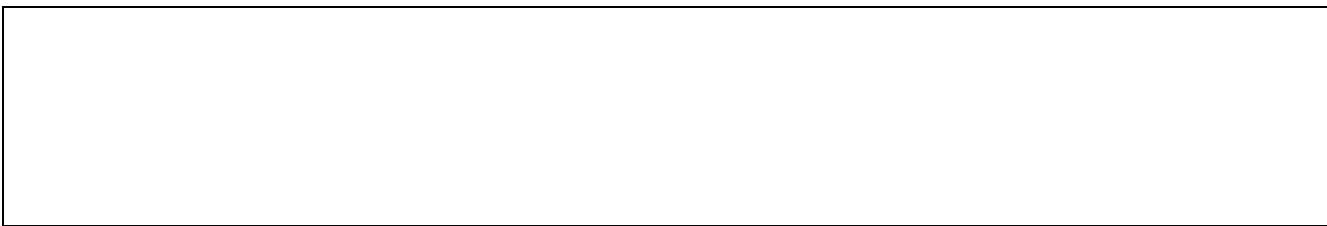
参考に、いくつかの事例を下記に挙げます。

- (1) 研修会やシンポジウム等で手話通訳者の配置を断られた。
- (2) 国等の行政機関のパンフレットやチラシ、テレビショッピング、ネット広告等の問い合わせ先が電話番号だけの表示となっていて、聴覚障害者が自身で問い合わせができない。
- (3) 銀行やクレジットカードの手続きの際の「本人確認」が本人からの直接電話による音声確認でないと認められない。

他にも合理的配慮が提供されない、環境整備が進んでいない例はまだ多くあります。

障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法における情報アクセスやコミュニケーションの保障にかかわる合理的配慮の提供と環境整備は、予算措置も含めてその実施が促進されるべきです。そのために行政機関及び民間企業等において具体的な実施計画・目標を策定するとともに実施状況を公表することが重要と考えます。そして紛争解決にあたる機関のあり方等についてその仕組みと障害当事者のアクセス方法（例：聴覚障害者が手話で相談できる体制作り）についてもその整備が急務と考えます。

以上、障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法の推進について、とりわけ聴覚障害者の情報アクセス・コミュニケーション保障の観点から貴党のご見解をお聞かせください。

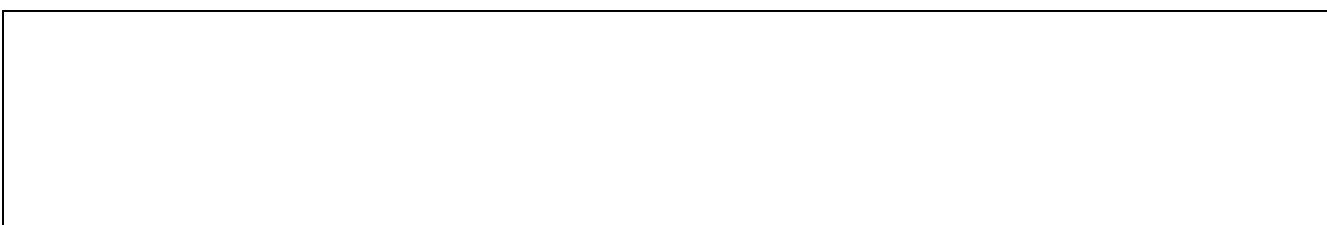


3. 身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準を国際的なレベルに変更することに関する貴党の見解をお伺いします。

現行身体障害者福祉法の認定基準は大正年代に定められた労働法の就業不可能なレベルを以て算定根拠としており、国際的基準（500Hz～4kHzで両耳平均聴力41dB以上）からみても日本の定める障害の基準（500Hz～2kHzで両耳平均聴力70dB以上）は聴覚障害者の生活実態から大きく乖離しています。

その結果、我が国の聴覚障害の身体障害者手帳保持者は人口比0.3%（34万人）で、世界保健機関の報告数字人口比5.3%と著しくかけ離れています。また、幼少期、学齢期の言語獲得時にある幼児・児童・生徒の聴覚補償は将来の社会を背負って立つ人材育成という観点からも重要な問題であり、この問題の重要性を認識した地方自治体では、身体障害者福祉法の障害認定にとらわれず、学齢期に達した軽・中等度難聴児への補聴器交付や補聴援助システム機器の貸与等を条例により実施するところが増加しています。

急速な高齢社会の到来は、聞こえの障害を自覚しない高齢難聴者の著しい増加をもたらしており、これら高齢難聴者を福祉サービスの対象とすることも社会の重要な課題です。このような実情を踏まえて、身体障害者福祉法別表の聴覚障害認定基準を早急に国際基準に合うよう改定する必要があると考えます。



4. 「盲ろう」という固有の障害について

日本では、身体障害者福祉法にもとづく視覚障害と聴覚障害の両方の障害の等級が認定されれば、「盲ろう者」として扱われています。平成24年度の厚労省の「盲ろう者に関する実態調査」では約1万4千人いることが明らかになっています。盲ろう者には、コミュニケーション・情報取得・移動の3つの困難が合わさった固有の障害があります。

2014年1月に批准された障害者権利条約第24条第3項（C）には、「盲聾者」が教育の分野で明確に位置づけられています。しかし、わが国の教育において「重複障害」のひとつとして括られているため、盲ろう児・者の特性に応じたきめ細かな教育が充分なされておらず、就労を含めた自立と社会参加がきわめて困難な状況に置かれています。障害者権利条約に批准した日本政府として、教育のみならずあらゆる分野において、「盲ろう」を独自の障害種別として位置づけ、支援施策の一層の充実を図るべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

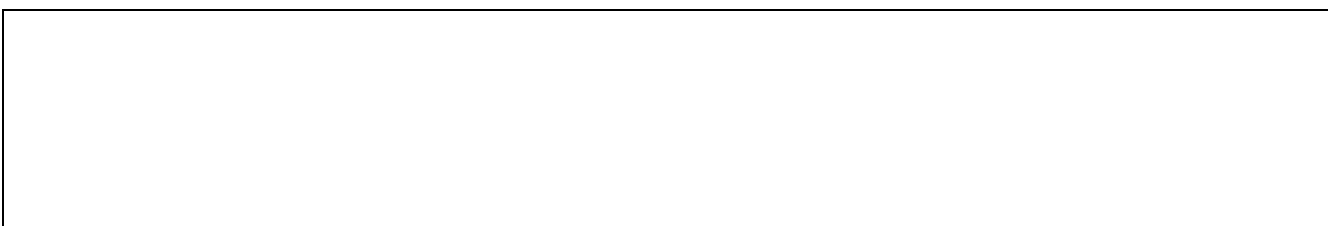


5. 手話通訳者の身分保障について

聴覚障害者の社会参加（権利保障）場面において情報・コミュニケーション保障を担う手話通訳者の雇用状況は、正規雇用 16.3%（306 人）、非正規雇用 83.5%（1,565 人）（2015 年全通研調べ）と聴覚障害者の権利を保障する業務内容の重さに比して劣悪であり、改善が必要と考えます。

聴覚障害者の社会参加の一翼を担う手話通訳者が期限付きの非常勤では継続した責任ある支援が望めません。

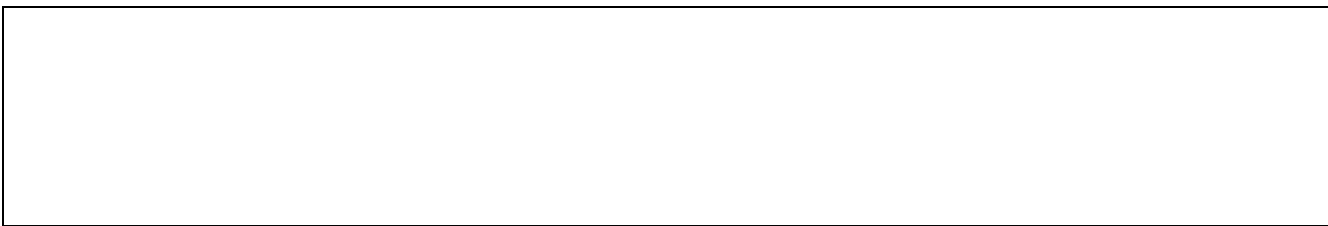
専門職として手話通訳者の正規職員雇用の必要性について、ご見解をお聞かせください。



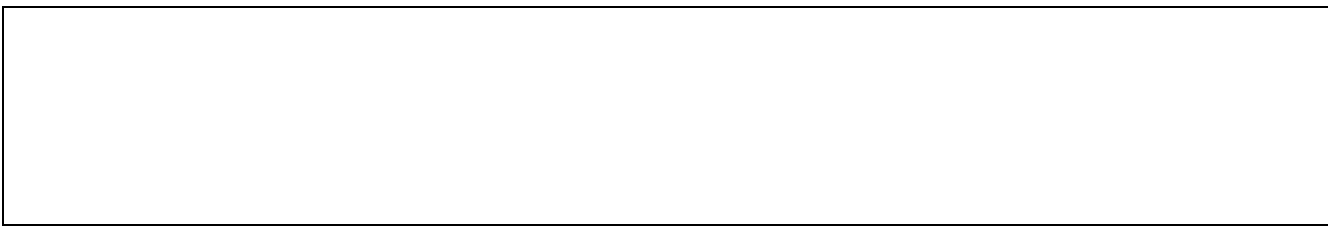
6. 障害者差別解消法の施行に伴い、行政機関は、聴覚障害者が必要とする配慮の提供が義務化されました。

また、障害者雇用促進法では行政機関、事業主も同様に雇用主責任として配慮義務が課せられました。これらの法の趣旨を行政機関に定着させるために、次の方策が必要だと考えますがお考えをお聞かせください。

①様々な領域で手話通訳が求められ、それぞれに高い倫理観と責任が求められることから手話通訳士の資格を現行の公認資格から国家資格に格上げすること。



②全ての行政機関に手話通訳士または手話のできる職員を採用し、障害のない者と同様な行政サービスが提供できるようにすること。



7. 政見放送への手話通訳・字幕付与について

聴覚障害者が候補者になる権利、候補者を選ぶ権利など参政権を行使するためには、そこで展開される音声情報をその場面、聴覚障害者個々のコミュニケーション手段に合わせて提供される必要があります。

す。しかし、現状では政見放送にさえ字幕付与も完全には実施されていません。この状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

具体的には、このたびの選挙では、政見放送への手話通訳、字幕の完全実施のためにどのように取り組めますか。貴党のお考えをお聞かせください。

また、個人演説会などにおいて、手話通訳者、要約筆記者を配置することについて、貴党候補者に積極的に取り組むよう働きかけをされる予定がありますか。取り組みの予定があれば、お教えてください。

--

8. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

--

ご協力ありがとうございました。

政党名	ご氏名
-----	-----